高知県林業経営体名簿への登録・公表について

１．登録・公表の目的

林業経営体に関する情報の登録・公表は、森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

２．林業経営体の定義

本通知における「林業経営体」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

３．林業経営体の登録

　林業経営体は、知事の登録を受けることができるものとする。

４．登録の申請

　３の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、下記の①から⑤を記載した別紙様式１による申請書を知事に提出するものとする。

　①　基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）

　②　各種計画の認定状況

　③　事業量等に関する情報（素材生産、造林等）

　④　主伐後の再造林の確保に関する情報

　⑤　登録後の公表の同意

　また、知事は必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることとする。

５．登録の実施

　知事は４による申請があった場合において、当該申請の内容が県が定める登録基準に適合すると認めるときは、次に掲げる事項を別紙様式２の林業経営体名簿に登録するものとする。

　①主たる事務所の所在地

　②商号又は名称

　③登録番号及び登録年月日

６．登録の有効期間

５の登録の有効期間は平成３２年３月３１日までとする。

７．林業経営体名簿の公表

　知事は、林業経営体名簿をホームページ等により公表するものとする。

８．登録（選定）の基準

（１）以下のいずれかに該当すること

　　ア　林業労働力確保の促進に関する法律第5条の認定を受けた事業主

　　イ　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条の　　　　林業経営改善計画の認定を受けている者又は同法第4条の合理化計画の認定を受　　　　けている者

　　ウ　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条の特定間伐等促進計画に掲

げられた間伐主体又は造林主体

（２）素材生産の生産量又は生産性の増加

ア　林業経営体の事業主自身又は直接雇用する現場作業職員による施業により素材生産を実施する場合

　　　　　生産量又は生産性のどちらかについて、３年後に概ね１割以上、現状から増加

　　　　させる目標を有していること。

ただし、

・高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムにより実現できる生産量（5,000m3/年）と効率的な施業実行の主体に期待される生産性（主伐11m3/人日又は間伐8m3/人日）について、現状においてどちらか一方が当該数値に達している場合は、達していないもう一方の指標について３年後に概ね１割以上、現状から増加させる目標を有するとともに、達している指標についても現状以上となる目標を有していること。

・生産量（5,000m3/年）と生産性（主伐11m3/人日又は間伐8m3/人日）の両方が現状において当該数値に達している場合は、いずれの指標も現状以上となる目標を有していること。

　　イ　他者への発注により素材生産を実施する場合

　　　　（申請者の生産量について：発注分含む）

　　　　　　生産量について、３年後に概ね１割以上、現状から増加させる目標を有していること。ただし、現状において5,000m3/年に達している場合は現状以上となる目標を有していること。

　　　　（発注先の生産性について）

　　　　　　生産性について、３年後に概ね１割以上、現状から増加させる目標を有している林業経営体又は現状において主伐11m3/人日又は間伐8m3/人日に達しており、現状以上となる目標を有している林業経営体への発注に努めること。

（３）主伐後の再造林の確保

　　ア　主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること又は今後一体的に

実施する体制を確保する意向を明らかにすること。

　　イ　（ア）自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後に適切な更新を行うこと。

　　　　（イ）他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な

　　　　　　更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにする

こと。

（４）実績の有無

　　選定の前年１月１日以降に素材生産又は造林・保育を実施した実績を有すること。なお、新規に設立、参入した林業経営体については、当該林業経営体設立等以前の現場従事実績等を本基準に当てはめて判断することができるものとする。

附則

　１　この通知は平成30年3月14日から施行する。

　２　この通知は平成31年3月31日限りその効力を失う。

附則

　１　この通知は平成31年3月22日から施行する。

　２　この通知は平成32年3月31日限りその効力を失う。